

プラごみ対策とごみを出さないシステムの確立を求める意見書

海洋プラスチックごみをはじめとするプラごみの生態系への影響が深刻化する中、その対策は地球環境の将来を左右する重要課題です。

国連環境計画（UNEP）は2018年、プラごみの廃棄量が年間約3億トンに及ぶという推計を発表し、そのうち800万トン以上が海に流出しているといわれています。特に、5ミリ以下の「マイクロプラスチック」や、洗顔料、化粧品などに使用されている「マイクロビーズ」を魚や鳥、動物が飲み込み、人体への影響も危惧され、国際社会では、使い捨てプラ製品の製造・販売・流通の禁止に踏み込む流れが強まっています。

18年、カナダで開かれた主要7カ国首脳会議（G7）でも大きな議題の一つとなり、「海洋プラスチック憲章」がまとめられ、英・仏・独・伊とカナダが署名しました。海のプラごみ量を減らすために、2030年までにすべてのプラ製品を再利用可能化、リサイクル可能なものにする、不必要な使い捨てプラ使用を大幅削減し代替品も環境への影響を考慮する、などを盛り込み、期限と数値を具体的対策として示したものです。ところが、日本と米国が署名をしなかったことが世界的に報道で大きく取り上げられました。

大阪での20カ国・地域首脳会議（G20）では、2050年までに海洋プラごみによる新たな汚染をゼロにすることをめざす「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を採択しましたが、環境NGOから、達成期限が遅すぎることなど「不十分」と指摘されています。

日本は、1人あたりの使い捨てプラスチックの廃棄量が米国に次いで2番目に多く、年間900万トンのプラごみを排出し、約100万トンを東南アジアに輸出しています。ところが、輸出された大量のプラごみが、きちんと処理されず、環境や海洋汚染を引き起こしていることが明らかになりました。バーゼル条約が改定され、汚れたプラごみは国内処理が原則となり、東南アジアの諸国が輸入中止に踏み出しています。中国も2017年末に輸入を禁止したため、日本国内の処理が追いつかず、プラごみが保管場所に山積みになったり、不法投棄されたりするケースが相次いでいます。とくにプラごみの8割近くを占める産業廃棄物には対応しきれない状態です。

政権与党は「プラスチック資源循環戦略」を決定しました。

よって、国の責任において、生産の段階からプラごみ減量対策に取り組むことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年 9 月 27 日

北海道名寄市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
環境大臣
経済産業大臣

} 宛